

本人通知で不正発見

事前登録で摘発第1号

鹿児島県警が2人逮捕

桶川市の男性が被害に。

戸籍などの不正取得を防止するための本人通知制度が採用されて3年目を迎える。7月11日、鹿児島県警は戸籍法違反で鹿児島市のS容疑者（27）と東京都の男性（47）を逮捕し、薩摩川内市の行政書士（67）

鹿児島県警生活環境課の発表によると、逮捕されたS容疑者は、行政書士にうその説明をして埼玉県桶川市の会社役員Aさん（46）の戸籍と住民票の取得を依頼。依頼を受けた行政書士は、行政書士会が発行する職務上請求書を使って戸籍と住民票を取得してS容疑者に渡し、見返りに3千円の報酬を受け取った。と

ころがAさんが事前登録をしていたため、桶川市は交付の事実をAさんに通知。通知を受けたAさんは、すぐ桶川市に情報開示請求を行い、自分の戸籍・住民票を取つた者。この氏名を書き止めたが、身に覚えがないものだつたため、個人情報が不正確と見られると判断、弁護士と相談して鹿児島県警に被害届を出した。その

後、鹿児島県警が捜査に乗り出し、不正取得の事実を突き止めて逮捕した。また、実行役のS容疑者は、県警の発表では、逮捕された2人のうち、東京の男性が指示役で、S容疑者は実行犯だった。東京の男は「大手信用調査会社から依頼され」と述べているが、この事件で

取得による身元調査が頻発していることから、埼玉ではうっかり取るとバレという状況をつくって欲しい、と訴えて本人通知制度の導入と普及を呼びかけてきたが、一部の市町村の中には、防止効果を疑問視する声もあつた。しかし、今回桶川市でおきた本人通知による不正の発覚は、不正を勧けばバレルと言うことを実証した。今回の事件は、本人通知制度の意義と有効性を立証するものだ」と述べ、当面は事件の全容解明に全力を上げたいと語った。

桶川市の安田直弘人権男女共同参画課長は、「今回の不正取得の発覚は、本人通知制度によるもので、これを機会に不正請求の防止、抑止力が働くことを願う。今後は、市民課と協力して、さらに制度の周知を図っていきたい」と語った。

身元調査を目的とした戸籍や住民票の不正取得は、現在201の自治体で採用されているが、この制度で不正が発覚して摘発されたのはこれが初めて。この制度での本人通知制度は、現在201の自治体で採用されているが、この制度で不正が発覚して摘発されたのはこれが初めて。

部藩解放同盟県連の片岡明幸委員長は、「不正